

証券コード 3442
2022年6月6日

株 主 各 位

三重県桑名市大字星川1001番地
株式会社 **MIE**コーポレーション
取締役社長 中 山 弥 一

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 桑名市中央町3丁目79番地
くわなメディアライヴ 多目的ホール
3. 目的事項
報告事項 (1) 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.mie-corp.jp>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.mie-corp.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ② 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

当社第15回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・株主総会に出席する役員および運営メンバーは、マスク着用で対応させていただきます。

2. 株主様へのお願い

- ・株主総会の議決権は、書面によって行使することができますので、ご利用をご検討ください。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、健康状態や体調等をご留意のうえ、くれぐれもご無理をなさませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾病がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

3. 来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、手指の消毒とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。
- ・会場にご入場の際、運営スタッフより検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱・咳等の症状が見受けられる株主様については、入場をお断りする場合がございますので、ご了承ください。
- ・会場内の座席は、間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より、大幅に減少しております。場合によっては、ご着席いただけない可能性がございます。

4. その他

- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、以下に記載のインターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<http://www.mie-corp.jp>)

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株の拡大により、一部地域で緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返され、社会経済活動は引き続き制限されることとなりました。そういった状況下においても、製造業を中心に設備投資等が積極的に行われ一部持ち直しの動きが見られましたが、世界的な原材料価格の高騰やロシアのウクライナ侵攻など先行きは不安定な状況が続いております。

当社グループのステンレス製管継手業界につきましては、原材料価格の高騰により調達価格が高止まりの傾向にあり、製品価格を何度も改定する事態となりました。このような経営環境の下、当社グループは2020年4月からの3年間を再成長から次なるステージに向かう飛躍の年にするため、新中期経営計画Make The Next Stage『変革と飛躍』を策定し、提案営業による物件受注の強化を中心として、収益体質の強化と財政基盤の確立に取り組んでおります。ただ、当連結会計年度においては新型コロナウイルス感染症拡大により営業活動の自粛等の影響による厳しい状況下での活動を余儀なくされました。

そういった状況下ではありましたが、当連結会計年度の連結売上高は、製品価格の値上げや利益率の高い受注品の売上が増加したことから、5,697百万円（前連結会計年度比17.7%増）となりました。また、利益につきましては、売上増加に伴い売上総利益は1,059百万円（前連結会計年度比13.5%増）となり、営業利益は282百万円（前連結会計年度比56.3%増）とそれぞれ増益となりました。経常利益は、252百万円（前連結会計年度比29.1%増）と増益となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は189百万円（前連結会計年度比23.1%増）と増益となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において増資および社債の発行はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産設備導入が主なもので総額94百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、国内における設備投資等は積極的に進んでおり、ステンレス製管継手の需要は安定する見通しです。一方、ウクライナ情勢を発端としたステンレスの原材料であるニッケル価格の高騰や急激な円安など製品調達は不安定になると想定しております。

このような状況下、2023年3月期は、中期経営計画の最終年度にあたります。経営ビジョンとして掲げました「新たなマーケットの開拓」と「モノづくりの再生」の実現に向け、成長が見込める分野への営業の展開と2期目に投資しました製造設備を活用することで物件受注の拡大、ユーザーを満足させる物づくりの実現を目指し、収益体質の強化と事業基盤の確立を目指します。

営業部門につきましては、半導体、脱炭素社会関連事業、都市再生整備計画事業などの成長分野の取り込みによるユーザー向け提案営業を展開し物件受注拡大を図ります。生産管理・製造・品質保証部門につきましては、物件対応力の強化を図り、生産性向上による高付加価値な物づくりを実践し、原価低減とお客様が満足できる品質水準を追求してまいります。

引続きグループ一丸となり、業績の向上に努める所存であります。尚、当期の配当につきましては、業績および財務状況等を勘案いたしました結果、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。株主の皆様には、深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第12期 (2019年3月期)	第13期 (2020年3月期)	第14期 (2021年3月期)	第15期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	5,720	5,576	4,838	5,697
経常利益	233	210	195	252
親会社株主に帰属する当期純利益	207	167	153	189
1株当たり当期純利益(円)	172.57	138.88	127.88	157.47
総資産	5,930	6,046	6,471	6,782
純資産	1,161	1,321	1,481	1,685

(注) 1. 第15期(当連結会計年度)における営業成績の要因は、「事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社MIEテクノ	300,000 ^{千円}	100.0%	管継手・フランジの製造および販売
株式会社MIEフォワード	30,000	(100.0)	製品の梱包・出荷業務
株式会社中部マテリアルズ	40,000	90.0	管工機材の販売

(注) () 内の数字は、当社子会社等による所有を含んでおります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価格の合計額	当社の総資産額
株式会社MIEテクノ	三重県桑名市大字星川1001番地	1,113百万円	1,262百万円

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

①当社

管継手、フランジ、プレハブ配管加工等の製造および販売の事業会社の株式を所有することによるグループ連結経営の立案と実行

②当社グループ

下記製品の製造および販売

管 継 手	ステンレス・チタン・アルミニウム合金鋼製突合せ溶接式管継手、ハウジング形管継手（M I E-K）、ねじ込み式管継手、高圧管継手、グリップ式屋内配管継手（ミエグリップ）、かしめ工具
フ ラ ン ジ	ステンレス鋼製、チタン鋼製、その他
プレハブ配管加工	工場配管用、水処理設備用、その他

(8) 主要な事業所および工場（2022年3月31日現在）

①当社

本社 三重県桑名市

②子会社等

会 社 名	所 在 地
株 式 会 社 M I E テ ク ノ	三重県桑名市、東京都、兵庫県
株 式 会 社 M I E フ ォ ワ ー ド	三重県桑名市
株 式 会 社 中 部 マ テ リ ア ル ズ	愛知県名古屋市、東京都、兵庫県

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 年 度 末 比 増 減
男 性	100 ^名	2名減
女 性	23	増減なし
合 計	123	2名減

(注) 従業員には、パートタイマー（5名）は、含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	2,366百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする計8行の協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,000千株
- (2) 発行済株式の総数 1,209千株（自己株式3,867株を含む）
- (3) 株主数 765人
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
M I Eグループ取引先持株会	203千株	16.92%
イシグロ株式会社	65	5.46
株式会社ベンカン機工	60	4.98
株式会社三菱UFJ銀行	54	4.56
株式会社中京銀行	54	4.52
設楽 真吾	45	3.80
矢野 順治	45	3.73
株式会社ごっこ	41	3.47
株式会社大一商会	28	2.32
公益財団法人岐阜鑄物会館	27	2.29

（注）持株比率は、自己株式(3,867株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 山 弥 一	株式会社M I Eテクノ 代表取締役社長 株式会社M I Eフォワード 代表取締役社長
代表取締役副社長	岡 和 明	管理本部長兼経営企画部長 株式会社M I Eテクノ 代表取締役副社長 総務経理部担任兼企画全般
取 締 役	林 幸 広	株式会社中部マテリアルズ 代表取締役社長
取 締 役	池 田 利 彦	中央朝日コンサルティング株式会社 代表取締役 税理士法人中央朝日 代表社員
取 締 役	大 杉 啓 暢	セレンディップ・テクノロジーズ株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	宮 島 康 暢	株式会社岡本 代表取締役
監 査 役	岡 本 知 彦	諸戸林業株式会社 代表取締役
監 査 役	諸 戸 清 光	

- （注）1. 取締役池田利彦氏および大杉啓氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役岡本知彦氏および諸戸清光氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役池田利彦氏、大杉啓氏および監査役岡本知彦氏、諸戸清光氏を株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
 4. 監査役宮島康暢氏は、中小企業診断士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動
 退任
 2021年6月25日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、取締役会長永井賢治氏は退任いたしました。
- (3) 責任限定契約の内容の概要
 当社は、社外取締役池田利彦氏および大杉啓氏、社外監査役岡本知彦氏および諸戸清光氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は480万円と法令の定める最低限度額といずれか高い額となります。
- (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
 当社は、当社および当社子会社等の取締役および監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。
- (5) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人数	報酬等の総額	
			基本報酬
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	25,377千円 (4,800千円)	25,377千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,600千円 (4,800千円)	9,600千円 (4,800千円)
合計	7名 (4名)	34,977千円 (9,600千円)	34,977千円 (9,600千円)

- (注) 1. 上記の支給人数には、2021年6月25日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役のうち2名は無報酬であり、上記の支給人数には含まれておりません。

- ①取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項
 当社取締役の報酬額は、2008年6月開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額総額400万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は3名です。
 当社監査役の報酬額は、2008年6月開催の第1回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額総額120万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。
- ②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項
 当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけ、企業価値

の最大化に向けた意欲をより高めることができる、適切、公正かつバランスのとれたものとするを基本方針とします。取締役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、基本方針に則り役位・職責に応じて総合的に勘案して決定しております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で支払います。その報酬額は、取締役会にて独立役員が適切な関与、助言を行い、審議を経て委任を受けた代表取締役社長中山弥一氏が各取締役の職位、業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定しています。なお、同氏に委任した理由は、当社グループをとりまく環境や経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立役員が適切に関与した取締役会の審議を経て決定されていることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されており、決定方針に沿うものと判断します。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役池田利彦氏が代表取締役を務める中央朝日コンサルティング株式会社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

取締役大杉啓氏が代表取締役を務めるセレンディップ・テクノロジーズ株式会社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役岡本知彦氏が代表取締役を務める株式会社岡本と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役諸戸清光氏が代表取締役を務める諸戸林業株式会社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	池 田 利 彦	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的知見からの発言を行っております。法的な観点から経営全般について、健全性を監督する重要な役割を果たしております。
社外取締役	大 杉 啓	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、必要に応じコンサルティング会社での実務経験による幅広い見識からの発言を行っております。中期経営計画の戦略テーマ実現に向けた活動において、進捗状況を監督する重要な役割を果たしております。
社外監査役	岡 本 知 彦	当事業年度開催の取締役会9回のうち7回、監査役会9回のうち7回に出席し、必要に応じ長年企業経営に携わり幅広い見識からの発言を行っております。
社外監査役	諸 戸 清 光	当事業年度開催の取締役会9回のうち8回、監査役会9回のうち8回に出席し、必要に応じ当地区を代表する経営者としての幅広い見識からの発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
かがやき監査法人

- (2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	19,000千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

- (3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬額に同意いたしました。
- (4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条1項各号に該当すると判断した時は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況から、若しくはより高い監査受託能力を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した時は、再任・不再任の決定を行う方針です。
そして監査役会はその必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。
- ①グループ役職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ・当社およびグループ各社役職員は、「M I E コンプライアンス宣言」・定款・企業倫理規程をはじめとする諸規程を遵守する他、法令および社会規範の遵守を行動規範とします。
 - ・当社およびグループ各社の役職員への企業倫理意識の浸透とその実行の徹底を図るため、グループリスク管理委員会においてコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括することとします。
 - ・当社およびグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し是正するため、グループ役職員が利用できる「内部通報制度」を活用します。
- ②グループ役職員の職務の遂行に係る情報の保存および管理に関する事項
- ・役職員は、職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）およびこれに関する資料を社内規程に従い保管します。

- ・取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
 - ・内部監査人は、必要に応じて、これらの資料を閲覧できるものとします。
- ③グループ役職員の情報セキュリティの確保と管理に関する事項
- ・当社およびグループ各社は、情報資産を保護するために、情報セキュリティ体制の維持・改善に取り組みます。
 - ・ステークホルダーから得た機密情報は明確に識別するとともに、漏洩予防を徹底します。
 - ・ステークホルダーに対して開示する情報に虚偽や改ざんがないように、コンピュータへのアクセス管理等を徹底し、内外からの不正行為の防止を図ります。
- ④グループ各社の損失・危機の管理に関する規程とその体制
- ・リスクの管理等に関しては、グループリスク管理委員会を活用することとします。
 - ・グループリスク管理委員会は、グループリスク管理委員会規程により個々のリスク（経営戦略・業務運営・環境・災害等のリスク）の責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するべく活動します。
- ⑤グループ各社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、役職員が共有する中期経営計画および年度計画を定めるとともに、各部門の具体的目標および効率的な達成の方法を定めます。
 - ・取締役会は、目標達成のために定期的に進捗状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムの構築・維持に努力するものとします。
 - ・当社は、グループ経営会議を開催し、グループ各社は目標達成のための戦略策定と進捗状況の報告を行います。
- ⑥グループ企業集団における業務の適正を確保するための体制およびグループ各社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
- ・当社およびグループ各社の業務の適正を確保するため、グループ全体のガバナンス体制、内部監査体制を維持します。
 - ・当社およびグループ各社を対象とした内部監査を実施し、監査結果は速やかに当社社長、取締役会および監査役会へ報告します。
- ⑦監査役・内部監査人から補助使用人を置くことを求められた場合の、当該補助使用人の独立性の確保に関する事項
- ・監査役・内部監査人は、監査にあたり当社およびグループ各社の役職員を指名し監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。
 - ・監査業務の指示を受けた役職員は、取締役等上長からの指揮命令を受けないものとします。
- ⑧グループ役職員から報告を受けたものが監査役に報告する体制
- ・グループ役職員は、業務・財務に重要な影響を与える恐れがある事実を発見した時、法令または定款に違反する行為および定款に違反する恐れを発見した時は、速やかに当社取締役、各グループ会社の担当部署に通報いたします。通報を受けた事項のうち監査役の職務の執行に必要なものは、速やかに報告します。
 - ・内部監査部門は、当社とグループ会社の内部監査の実施状況について当社監査役に報告します。
 - ・当社監査役は、必要に応じ通報者を含むグループ各社の役職員を監査役会に出席させ説明を求め調整を行います。
 - ・通報者は、特定されないように配慮されること、また通報したことを理由として人事その他あらゆる面での不利益をこうむることの無いように対応します。

- ⑨監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社およびグループ各社の役職員は「監査役監査基準」「内部監査規程」等の諸規程に則って監査が円滑に行われるように協力し、その実効性を確保します。
 - ・社長は、監査役・内部監査人との間で定期的な意見の交換の場を設けるものとします。
- ⑩内部監査人と監査役・外部監査人との協力体制
- ・内部監査人は、監査役・外部監査人との円滑な関係を築くために、監査情報の提供・年次監査計画の報告・内部監査基準を遵守していることを保証する資料の提供等を適切に行うこととします。また必要に応じ、いつでも報告を求めることおよび重要事項について報告します。
- ⑪監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかわる方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払、償還の手続きその他生じる費用を求めた場合は、担当部門において審議の上、当該監査役職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに当該費用の支払いを行います。
- (2) 取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
- ①コンプライアンス体制について
- ・当社グループは、グループ役職員全員に配布した「コンプライアンス宣言」カードにて企業倫理および主要社内ルールの教育を行い法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っています。また、内部通報制度を運用することで、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の実効性向上を行っています。
- ②リスク管理体制
- ・グループリスク管理委員会を年4回開催し、法令・社内規程等の遵守、日常業務において生じ得るリスクの抽出・評価を行い、リスク毎の対応策を協議しました。又グループ会社の業務運営、経営管理の適正を確保するため定期的にグループ経営会議を開催し、グループ会社の代表取締役から経営状況の報告を受け、現状把握を行いました。
- ③内部監査
- ・監査部は、内部監査規程に従って内部監査基本計画書を作成し、当社並びにグループ会社の各部門について内部監査を実施いたしました。当社と当社グループにおける業務全般が、諸規程、手順書に則り処理されているかを監査し、その結果については各取締役、監査役に報告し、改善が必要と認められる場合は再発防止策を講じました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率の表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,717,059	流動負債	3,613,282
現金及び預金	464,449	支払手形及び買掛金	725,472
受取手形及び売掛金	1,603,454	短期借入金	1,787,000
電子記録債権	521,211	一年内返済長期借入金	870,132
棚卸資産	1,096,133	未払金	45,560
その他の	33,808	未払法人税等	53,791
貸倒引当金	△1,997	賞与引当金	61,406
		リース債務	24,815
		その他の	45,105
固定資産	3,065,462	固定負債	1,483,414
有形固定資産	2,864,027	長期借入金	739,223
建物及び構築物	244,629	繰延税金負債	2,739
機械装置及び運搬具	108,175	再評価に係る繰延税金負債	565,868
土地	2,435,050	退職給付に係る負債	105,438
リース資産	59,507	リース債務	44,671
その他の	16,664	長期未払金	6,064
		資産除去債務	19,410
無形固定資産	20,657	負債合計	5,096,696
ソフトウェア	13,023	(純 資 産 の 部)	
リース資産	4,175	株主資本	607,150
その他の	3,458	資本金	500,000
		資本剰余金	226,399
投資その他の資産	180,777	利益剰余金	△114,251
投資有価証券	117,463	自己株式	△4,997
会員権	18,570	その他の包括利益累計額	1,071,920
繰延税金資産	3,160	その他有価証券評価差額金	19,906
その他の	49,973	土地再評価差額金	1,036,081
貸倒引当金	△8,390	為替換算調整勘定	15,932
		非支配株主持分	6,753
資産合計	6,782,521	純資産合計	1,685,825
		負債及び純資産合計	6,782,521

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,697,097
売上原価		4,637,344
売上総利益		1,059,752
販売費及び一般管理費		777,324
営業利益		282,428
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,053	
設備賃貸料	3,784	
受取手数料	2,111	
助成金収入	18,196	
デリバティブ評価益	9,476	
その他の	2,199	39,821
営業外費用		
支払利息	26,500	
有形売却損	5,104	
支払手数料	6,196	
持分法による投資損失	27,616	
その他の	4,792	70,210
経常利益		252,039
特別利益		
固定資産売却益	103	103
特別損失		
減損損失	78	
会員権評価損	700	
貸倒引当金繰入額	490	1,268
税金等調整前当期純利益		250,873
法人税、住民税及び事業税	66,379	
法人税等調整額	△8,017	58,362
当期純利益		192,511
非支配株主に帰属する当期純利益		2,949
親会社株主に帰属する当期純利益		189,561

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 M I E コーポレーション

取締役会 御中

かがやき監査法人 名古屋事務所

指定社員 公認会計士 稲垣 靖 印

業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 幹根 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社M I E コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M I E コーポレーション及び連結子会社における当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、連結計算書類の監査における監査人の責任に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、企業会計の基準に準拠して監査を行った。監査人の責任は、監査人が実施し、また、監査人としてその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容の監査意見を出すものではない。当監査法人は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類を相違点や相違以外に重要な誤りや誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。また、当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、連結計算書類の作成及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査

監査人の責任は、監査人が実施し、また、監査人としてその他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類を相違点や相違以外に重要な誤りや誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。また、当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施し、また、監査人としてその他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類を相違点や相違以外に重要な誤りや誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。また、当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施し、また、監査人としてその他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類を相違点や相違以外に重要な誤りや誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。また、当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	98,204	流 動 負 債	237,487
現金及び預金	74,590	短期借入金	200,000
前払費用	850	未払金	6,316
未収入金	22,443	未払法人税等	26,331
その他の	320	未払費用	676
		賞与引当金	3,380
		預り金	782
固 定 資 産	1,164,031	固 定 負 債	2,930
投資その他の資産	1,164,031	退職給付引当金	28
投資有価証券	49,324	繰延税金負債	2,902
関係会社株式	1,114,707	負 債 合 計	240,417
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	1,009,382
		資 本 金	500,000
		資 本 剰 余 金	589,104
		資 本 準 備 金	125,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	464,104
		利 益 剰 余 金	△76,807
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△76,807
		繰 越 利 益 剰 余 金	△76,807
		自 己 株 式	△2,914
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	12,435
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,435
		純 資 産 合 計	1,021,818
資 産 合 計	1,262,236	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,262,236

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営 業 収 益		143,825
販売費及び一般管理費		114,240
営 業 利 益		29,585
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,454	
そ の 他	423	1,878
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,136	1,136
経 常 利 益		30,326
税引前当期純利益		30,326
法人税、住民税及び事業税		12,633
当 期 純 利 益		17,693

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 M I E コーポレーション

取締役会 御中

かがやき監査法人 名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 稲 垣 靖 ㊞
 業 務 執 行 社 員
 指 定 社 員 公認会計士 林 幹 根 ㊞
 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社M I E コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門を含む使用人及び会計監査人と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図ると共に、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」といいます。)について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証(監査計画概要書の確認、期末現物照合実査・実地棚卸監査立会い等)するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を、「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社 M I E コーポレーション監査役会

常勤監査役 宮 島 康 暢 (印)
社外監査役 岡 本 知 彦 (印)
社外監査役 諸 戸 清 光 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分です）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>（附則）</p> <p>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</p> <p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）の任期が満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため5名のうち2名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかやま やいち 中山 弥一 (1965年6月30日生)	1995年3月 三重ホーロー株式会社（現株MIEテクノ）入社 2005年11月 同社営業部長兼東京支店長 2011年6月 同社取締役 2017年4月 同社代表取締役社長（現任） 2017年6月 当社取締役 2020年4月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社MIEテクノ 代表取締役社長 株式会社MIEフォワード 代表取締役社長	3,400株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>中山弥一氏は、グループの中核企業(株)MIEテクノ営業部門に携わり豊富な経験と実績を有しております。2017年4月に同社代表取締役社長、2017年6月より当社取締役、2020年4月に当社代表取締役社長に就任し、当社グループ経営に貢献しております。これらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	おか かずあき 岡 和明 (1954年2月8日生)	1977年4月 株式会社東海銀行（現株三菱UFJ銀行）入行 2013年5月 当社入社管理本部顧問 2013年6月 株式会社MIEテクノ取締役 2013年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 兼経営企画部長兼監査部長 2016年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 兼経営企画部長 2017年4月 株式会社MIEテクノ取締役副社長執行役員 2019年6月 当社取締役副社長執行役員 2020年4月 株式会社MIEテクノ代表取締役副社長（現任） 2020年4月 当社代表取締役副社長（現任）	2,900株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>岡和明氏は、金融機関における豊富な経験と実績を有しております。また、当社へ入社後は、当社グループの企画部門を中心に携わり、2020年4月に当社と(株)MIEテクノ代表取締役副社長に就任し当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれからの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	林 幸広 (1969年8月24日生)	1994年10月 株式会社ヨンゴー入社 2000年6月 株式会社中部マテリアルズ転籍 大阪支店長 2013年7月 同社取締役大阪支店長 2015年4月 同社代表取締役社長(現任) 2020年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社中部マテリアルズ 代表取締役社長	2,100株
取締役候補者とした理由 林幸広氏は、株式会社ヨンゴー(現株中部マテリアルズ)に入社し、当社グループの商社部門で管工機材の販売を担い2015年4月より代表取締役社長に就任しました。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			
4	池田 利彦 (1958年7月28日生)	1981年4月 日本電装株式会社(現株デンソー)入社 2003年9月 中央コンサルティング株式会社(現中央朝日 コンサルティング株)代表取締役(現任) 2014年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 中央朝日コンサルティング 代表取締役 税理士法人中央朝日 代表社員	0株
社外取締役候補者とした理由等および期待される役割等 池田利彦氏は、公認会計士としての専門的見地に加え、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営経験者として専門的な目線から経営全般の監督機能やコンプライアンスの機能の強化のため尽力いただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。			
5	大杉 啓 (1974年1月21日生)	2000年10月 有限責任監査法人トーマツ名古屋事務所入所 2018年9月 大杉啓公認会計士事務所開業 2018年11月 セレンディップ・コンサルティング株式会社 (現セレンディップ・ホールディングス株)入社 2018年12月 株式会社サンテクト(現セレンディップ・テ クノロジーズ株)取締役 2019年6月 当社取締役(現任) 2020年7月 株式会社エムジェク(現セレンディップ・テ クノロジーズ株)取締役 2021年11月 セレンディップ・テクノロジーズ株式会社 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) セレンディップ・テクノロジーズ株式会社 代表取締役	0株
社外取締役候補者とした理由等および期待される役割等 大杉啓氏は、公認会計士としての豊富な経験とコンサルティング知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営計画の進捗状況について監督し取締役会で発言いただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 池田利彦氏および大杉啓氏は、社外取締役候補者であり株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役池田利彦氏および大杉啓氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は480万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。社外取締役池田利彦氏および大杉啓氏の再任が承認された場合は、上記契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。当該保険契約の概要等は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役1名の任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
みやじま やすのぶ 宮島 康 暢 (1963年10月4日生)	1986年4月 株式会社東海銀行（現株三菱UFJ銀行）入行 2000年1月 名古屋中小企業投資育成株式会社 入社 2018年5月 当社入社顧問 2018年6月 当社監査役（現任）	1,600株
監査役候補者とした理由 宮島康暢氏は、金融機関での業務経験を有する中小企業診断士及び博士（経営学）として財務・会計に関する知見を有しており、当社の監査に反映していただくため、監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。当該保険契約の概要等は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉

第2号議案（取締役選任）、第3号議案（監査役選任）をご承認いただいた場合の体制
 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数および取締役会全体としての知識・経験・能力・バランスを考慮しつつ、経営計画の実現に向けたスキルを持つ候補者を指名しております。

【各取締役および監査役のスキルマトリックス】

氏名	当社における地位	社外	スキルマトリックス					
			企	財	マ	法・リ	人	国
なかやま やい 中山 弥一	代表取締役社長		●		●	●		●
おか かずあき 岡 和明	代表取締役副社長		●	●			●	●
はやし ゆきひろ 林 幸広	取締役		●		●		●	●
いけだ としひこ 池田 利彦	社外取締役	●	●	●				
おおすぎ さとる 大杉 啓	社外取締役	●	●	●		●	●	
みやじま やすのぶ 宮島 康暢	監査役（常勤）			●				
おかもと ともひこ 岡本 知彦	社外監査役	●	●					
もろと きよみつ 諸戸 清光	社外監査役	●	●					

企…企業経営

財…財務・会計

マ…マーケティング

法・リ…法務、リスクマネジメント

人…人事、労務

国…国際性・多様性

定時株主総会会場のご案内

会 場 桑名市中央町3丁目79番地
くわなメディアライヴ 多目的ホール
電 話 0594-23-1881

